

(6) 審査結果通知（3月）

ア 選考委員会の評価をもとに、市長が決定をします。

イ 評価項目は、次のとおりです。

(ア) ニーズ・公益性

(イ) 具体性・実効性

(ウ) 発展性

(エ) 経費積算の適正性

(オ) モデル性

ウ 審査結果は、応募団体に対し、3月中に書面で通知をします。

なお、審査結果の通知は補助の開始を意味するものではありません。正式な交付手続は、別途行なっていただきます。その際、交付決定は、市の予算の範囲内となりますので、審査結果の通知の金額等に変更になる場合があります。

(7) 合格した団体へ下記について別途ご案内いたします。

ア 補助金交付申請書の提出について

イ 交付決定通知書

～柏市地域活動支援補助金の交付手続き～

(1) 柏市地域活動支援補助金交付申請書（以下、申請書という）の提出
応募事業の交付申請が認められた団体は、速やかに市民活動支援課に申請書を提出してください。提出後、柏市から柏市地域活動支援補助金交付決定通知書を送らせていただきます。

(2) 注意事項

書類を提出した後、事業変更及び増額はできません。

③報告書について

事業完了後に実績報告を提出してください。1月頃に依頼文と報告様式を送付予定です。事業が完了しましたら市民活動支援課まで御連絡をお願いいたします。

※ 事業の進捗を確認するため、中間収支報告書の提出依頼や御連絡を差し上げる場合がございます。